名称　川内港南防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県川内港（南防波堤外端）
北緯　三一―五一―一九
東経　一三〇―一〇―五七
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ　五・〇海里
変更年月日　平成二十六年十月二十一日

名称　酒田港第六号灯浮標
位置
所在地　山形県酒田港第二区防波堤灯台の南東方約二・四キロメートル）
北緯　三八―五五―〇二
東経　一三九―四九―三〇
変更した事項
光達距離　実効光度四〇カンデラ　四・〇海里
変更年月日　平成二十六年十月二十二日

名称　岩島灯台
位置
所在地　山口県徳山下松港（岩島）
北緯　三三―五九―〇一
東経　一三一―四五―〇九
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ　七・五海里
変更年月日　平成二十六年十月二十二日

名称　東京東第三号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京中央防波堤東灯台の南南東方約一・三キロメートル）
北緯　三五―三五―五九
東経　一三九―四九―五七
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約一・六キロメートル）
北緯　三五―三五―五九
東経　一三九―四九―五七
変更年月日　平成二十六年十月二十三日

名称　東京東第五号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京中央防波堤東灯台の北北西方約一五〇メートル）
北緯　三五―三六―四一
東経　一三九―四九―二六
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の西南西方約一・〇キロメートル）
北緯　三五―三六―四一
東経　一三九―四九―二六
変更年月日　平成二十六年十月二十三日

名称　東京東第九号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京中央防波堤東灯台の西南西方約一・五キロメートル）
北緯　三五―三六―五三
東経　一三九―四八―三三
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の西方約二・三キロメートル）
北緯　三五―三六―五三
東経　一三九―四八―三三
変更年月日　平成二十六年十月二十三日

名称　高浜灯台
位置
所在地　熊本県天草市（高浜）
北緯　三二―二三―〇二
東経　一二九―五九―二〇
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで六六メートル
変更年月日　平成二十六年十月二十三日

名称　東京東第四号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京東防波堤灯台の南南東方約一・四キロメートル）
北緯　三五―三六―〇五
東経　一三九―五〇―〇八
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約一・四キロメートル）
北緯　三五―三六―〇五
東経　一三九―五〇―〇八
変更年月日　平成二十六年十月二十四日

名称　東京東第六号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京東防波堤灯台の北西方約一五〇メートル）
北緯　三五―三六―四七
東経　一三九―四九―三七
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の西方約七一〇メートル）
北緯　三五―三六―四七
東経　一三九―四九―三七
変更年月日　平成二十六年十月二十四日

名称　浦安沖灯標
位置
所在地　東京東防波堤灯台（京浜港東京区）の東方約六・〇キロメートル
北緯　三五―三六―四六
東経　一三九―五三―四一
変更した事項
位置
所在地　十五号地南信号所（東京都江東区）の東方約五・四キロメートル
北緯　三五―三六―四六
東経　一三九―五三―四一
変更年月日　平成二十六年十月二十四日

名称　苫小牧港石油共同備蓄シーバース灯
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（北海道石油共同備蓄桟橋中央）
北緯　四二―三五―〇八
東経　一四一―四七―四六
変更した事項
記事　一　附属施設　副灯二個
イ　灯質　モールス符号白光毎一〇秒に一U（・―）
ロ　光度　実効光度一一〇カンデラ
ハ　光達距離　五・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで一〇メートル
ホ　設置場所　本灯の東方約二四〇メートル及び西方約二六〇メートル
ヘ　記事　副灯二個は、本灯に同期している。
二　北海道石油共同備蓄株式会社北海道事業所管理
変更年月日　平成二十六年十月二十四日

名称　天草港下田防波堤灯台
位置
所在地　熊本県天草市（天草港下田防波堤外端）
北緯　三二―二五―二八
東経　一三〇―〇〇―一三
変更した事項
光達距離　閃光実効光度七八カンデラ　不動光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十六年十月二十五日

○海上保安庁告示第十五号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二